

◇特別警報や避難情報の発令について

岡崎市立生平小学校

1 「特別警報」の発令

※ 特別警報とは、気象災害や水害、地震、噴火などの重大な災害が起こるおそれ著しく大きい場合に気象庁が発表する情報です。警報の一種ですが、警報の発表基準をはるかに超える規模で起きるような甚大な被害が発生する恐れがあり、最大級の警戒をする必要がある場合に適用される。

① 児童の登下校する前に岡崎市に特別警報が発表されている場合

㊦ 児童は自宅で待機する。(直ちに命を守る最善行動)

㊧ 特別警報解除後も、学校は災害の状況及び期初・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童が安全にできると判断できるまでは、登校しない。

② 児童の登校後に岡崎市に特別情報が発表された場合

㊦ 即刻、授業を中止し、災害の情報及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報集を行うとともに、児童は学校で待機する。

2 避難情報の発令

※ 避難情報とは、災害が発生または発生するおそれのある場合に、その危険から生命や身体を守るために市が発令する、避難を促すための情報です。避難情報には、状況に応じて「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の3種類があります。

① 学校が所在する市や町に避難情報が発表された場合

㊦ 警戒レベル4以上・・・登校前は、自宅で待機する。

登校後は、校内で待機する。

または避難場所へ移動、保護者へ引き渡す。

㊧ 警戒レベル3以下・・・平常登校、平常授業を行う。

② 児童が所在する市や町に避難情報が発表された場合

㊦ 警戒レベル4以上・・・登校前は、自宅で待機する。

登校後は、校内で待機する。

または避難場所へ移動、保護者へ引き渡す。

㊧ 警戒レベル3以下・・・平常登校、平常授業を行う。

「特別警報」・「暴風(雪)警報」が発令された場合(発令中)には、児童の安全を守ることを最優先し、次のように取り計らいますので、よろしくお願ひします。